



特別緑地保全地区のあらまし



都市の中に存在する樹林地などの緑地には、いろいろな働きがあります。たとえば、①都市景観の向上やヒートアイランド現象の緩和 ②災害時の避難場所や延焼防止 ③生態系の維持保全や自然とふれあえる場所などがあげられます。市民のみなさんが安全・快適でうるおいのある暮らしをおくっていくためには、緑地は欠かすことのできない大切な財産です。

名古屋市は市域の93%が市街化区域になっているため、宅地造成や開発等により市街化が進み、年々緑地が失われてしまっているのが現状です。したがって、樹林地や水辺地など都市内に残された貴重な緑地を保全して、次世代の子ども達に緑地を引き継いでいくことが必要になっています。

「特別緑地保全地区」は都市緑地法に定められた制度で、自然環境の優れている樹林地や草地・水辺地などを「特別緑地保全地区」に指定し、現状凍結的に緑地の保全を図ろうとする制度です。

●指定の要件●

「特別緑地保全地区」の指定要件は次のとおりです。

無秩序な市街化を防ぐための遮断地帯、もしくは公害や災害を防ぐための緩衝地帯、または避難地帯として適切な緑地。



神社・寺院の建造物や遺跡等と一体となって、または、伝承もしくは風俗慣習と結びついて地域において伝統的・文化的意義を有する緑地。



風致または景観が優れている緑地、または動植物の生息地・生育地として適正に保全する必要がある緑地。



●指定の状況●

都市計画法における地域地区として「特別緑地保全地区」を指定しています。

昭和55年11月に25か所、約103.2ヘクタールを指定し、順次指定を行い、令和2年4月時点で、73か所、約204.0ヘクタールを指定しています。

●行為の制限●

「特別緑地保全地区」に指定されると次にあげる行為を行う場合は、行為許可の申請を行い、名古屋市長の許可を受ける必要があります。

- 1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築
建て替えなどはできますが、延べ床面積90㎡以上を新たに加える増築などは認められません。ただし、宗教法人法に基づく建築物などの増築は適用除外になります。
- 2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、その他の土地の形質の変更
- 3) 木竹の伐採
- 4) 水面の埋め立て、干拓
- 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積

●優遇措置●

「特別緑地保全地区」の土地所有者にとって次のようなメリットがあります。

- 1) 固定資産税、都市計画税が全額減免になる場合があります。
- 2) 山林等の場合は相続税を計算する場合は、通常の評価額の8割評価減になる場合があります。
- 3) 行為の許可が得られないために土地利用に著しい支障をきたす場合は、名古屋市に対して土地の買い入れを申し出ることができます。土地の買い入れが成立した場合は、譲渡所得に2,000万円の特別控除が適用される場合があります。
- 4) 0.1ヘクタール以上の土地で所有者が土地の管理を行う場合に報償金(24,000円/年)が支払われます。

特別緑地保全地区に関する問い合わせ先

区域の指定・確認は
住宅都市局都市計画部都市計画課
052-972-2714

行為の許可等は
緑政土木局緑地部緑地維持課
052-972-2465

HP：名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>

特別緑地保全地区

検索